

東北町議会だより

第 66 号

発行 青森県東北町議会
編集 議会広報特別委員会
電話 0176-56-3111
内線 310
住所 東北町上北南四丁目
32-484



令和3年9月17日(金)産業建設常任委員会
岩渡沢川改修事業現地視察

- ① 起点部での説明状況
- ② 寒水橋付近での視察
- ③ 令和2年度工区完了地点付近での説明状況

主な内容

- ◆決算審査特別委員会 2～3 P
- ◆9月定例会で審議された議案等 4～5 P
- ◆一般質問 6～15 P
- ◆各委員会の活動 16 P
- ◆委員会報告 17～22 P

健全化判断比率は基準値内



決算審査特別委員会
副委員長 和田 勇 人



決算審査特別委員会
委員長 蛭 沢 正 紀

令和2年度歳入歳出決算額

（単位：円）

会 計 別	歳入決算額	歳出決算額	差引額
一 般 会 計	14,823,925,737	14,383,518,045	440,407,692
国民健康保険事業特別会計	2,229,661,587	2,195,853,243	33,808,344
後期高齢者医療特別会計	212,585,554	209,953,154	2,632,400
介護保険特別会計	2,864,918,813	2,777,413,233	87,505,580
介護サービス事業特別会計	23,458,431	22,523,726	934,705
農業集落排水事業特別会計	105,803,873	103,903,499	1,900,374
公共下水道事業特別会計	658,783,396	652,511,013	6,272,383
上 水 道 事 業 会 計	495,878,007	429,380,348	66,497,659

健全化判断比率

（単位：％）

区 分	令和2年度東北町の比率	国の示す早期健全化基準
①実質赤字比率	－	14.11
②連結実質赤字比率	－	19.11
③実質公債費比率	11.7	25.00
④将来負担比率	110.9	350.00

※①～④のうち1つでも国の示す早期健全化基準を超えると、財政健全化計画の策定等が義務付けられる。

①実質赤字比率と、②連結実質赤字比率は黒字のため「－」で表示している。

資金不足比率

（単位：％）

区 分	令和2年度東北町の比率	国の示す経営健全化基準
上水道事業会計、 農業集落排水事業特別会計、 公共下水道事業特別会計	－	20.0

※資金不足比率は、資金不足額が生じていないことから「－」と表示している。

◎9月定例会

9月定例会は、9月2日招集され9日までの8日間で開催されました。

9月2日に決算審査特別委員会を設置（委員長 蛭沢正紀議員、副委員長 和田勇人議員）し、9月8日に各会計8件が慎重に審議されました。9月9日の本会議（議案審議）においてその内容が報告され、原案どおりいずれも認定されました。

本会議では3議員が一般質問に立ち、活発な議論が交わされました。

また、9月2日に休会中に於ける、田嶋悟副議長の「副議長辞職（8月31日付け）」に伴い、新たな副議長に瀬川武春氏が選任され、同日、議会広報特別委員にも選任され、更に同委員会組織会で委員長に互選されました。



副 議 長 瀬 川 武 春 氏

令和2年度各会計決算8件を認定

基金現在高の状況（運用基金は現金分）

（単位：千円）

	前年度末現在高	決算年度末現在高	増 減
	R元年度	R2年度	
ふるさと創生人材育成基金	15,220	15,226	6
ふるさと水と土保全対策基金	1,010	1,010	0
財政調整基金	1,265,045	1,436,815	171,770
減債基金	350,974	207,979	△ 142,995
公共施設等整備基金	154,197	164,213	10,016
スポーツ振興基金	682	682	0
下水道事業債償還基金	39,643	41,860	2,217
交通遺児基金	111	111	0
学校林売払基金	803	803	0
合併振興基金	679,703	467,673	△ 212,030
妊婦健康診査事業基金	12,487	9,069	△ 3,418
幼児医療費助成事業基金	9,794	5,509	△ 4,285
小学生医療費助成事業基金	36,711	19,114	△ 17,597
消防施設整備基金	－	4,140	4,140
ふるさと再生基金	33,121	51,909	18,788
学校教育支援員設置事業基金	25,543	18,551	△ 6,992
介護保険給付費準備基金	87,385	118,195	30,810
土地開発基金	245,304	245,307	3
奨学基金	229,933	230,013	80
高額療養費貸付基金	5,000	5,000	0
肉用繁殖牛特別導入事業基金	8,448	8,448	0
農業集落排水事業債償還基金	2,776	2,777	1
任意インフルエンザ予防接種助成事業基金	20,601	26,058	5,457
がん検診事業基金	107,394	87,424	△ 19,970
学校給食費交付金給付事業基金	81,551	82,676	1,125
森林環境整備基金	5,468	18,739	13,271

地方債現在高の状況

（単位：千円）

	前年度末現在高	決算年度末現在高	増 減
	R元年度	R2年度	
一般会計	12,496,218	12,134,021	△ 362,197
農業集落排水事業特別会計	583,590	543,105	△ 40,485
公共下水道事業特別会計	4,445,684	4,354,242	△ 91,442

決算審査報告要旨

東北町代表監査委員
洞内 清

令和2年度一般会計、各特別会計及び公営企業会計の歳入歳出決算書並びに付属書類を審査した結果、各決算とも法令の規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、適正であると認められた。基金の運用状況については、調書に基づき関係帳簿等を照合した結果、計数は正確であり、運用状況についても適正に処理されているものと認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率については、その算出過程に誤りはなかった。算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。



9月定例会で 審議された議案等

◎令和2年度東北町資金不足比率

報告済

◎令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

全会一致で認定

◎専決処分の報告について

◎令和2年度株式会社おがわら湖事業報告及び決算報告

（岩渡沢川改修（1工区）工事請負契約の一部変更について）

報告済

◎令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

全会一致で認定

報告済

◎令和2年度青森県新産業都市建設事業団特定事業の決算報告

◎専決処分の報告について

（岩渡沢川改修（2工区）工事請負契約の一部変更について）

報告済

◎令和2年度介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定

全会一致で認定

報告済

◎令和2年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算報告

◎専決処分の報告について

（南平跨線橋補修工事請負契約の一部変更について）

報告済

◎令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

全会一致で認定

報告済

◎令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定

全会一致で認定

◎令和2年度東北町健全化判断比率

報告済

◎令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

全会一致で認定

◎令和2年度上水道事業会計決算の認定

全会一致で認定

全会一致で認定す。

全会一致で可決

◎専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

◎令和3年度介護保険特別会計補正予算

（令和3年度一般会計補正予算）

・予算の総額に2,930万円を追加し、総額を110億2,506万4千円とするものです。

◎令和3年度一般会計補正予算

・予算の総額に8億3,814万4千円を追加し、総額を118億6,320万8千円とするものです。

◎令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算

・予算の総額に286万5千円を追加し、総額を2億939万1千円とするものです。

◎令和3年度農業集落排水事業特別会計補正予算

・予算の総額に38万9千円を追加し、総額を1億5万1千円とするものです。

◎令和3年度一般会計補正予算

・予算の総額に38万9千円を追加し、総額を1億5万1千円とするものです。

全会一致で可決

◎令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算

・予算の総額に113万円を追加し、総額を6億6,905万6千円とするものです。

全会一致で可決

◎令和3年度上水道事業会計補正予算

・資本的収入予定額、町補助金から1億3千万円を減額し、同額を企業債に追加するものです。

・企業債に、過疎対策事業債(限度額)8,070万円を追加。

上水道事業債(限度額)に4,930万円を追加し、8,570万円とするものです。

全会一致で可決

◎東北町個人情報保護条例の一部を改正する条例

・デジタル庁設置法及びデジ

タル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

全会一致で可決

◎東北町手数料条例の一部を改正する条例

・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

全会一致で可決

◎東北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例

・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税の課税免除等に伴う措置を講ずる必要があるため定めるものです。

全会一致で可決

◎東北町過疎地域持続的発展計画の策定について

・東北町過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

全会一致で可決

◎人権擁護委員候補者の推薦について

・人権擁護委員として、えびさわ 蛭沢孝義氏を推薦するものです。

全会一致で適任

◎人権擁護委員候補者の推薦について

・人権擁護委員として、おとやま 乙山昭子氏を推薦するものです。

全会一致で適任

◎人権擁護委員候補者の推薦について

・人権擁護委員として、こまい 駒井健氏を推薦するものです。

全会一致で適任

【陳情】

◎コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

全会一致で採択

【発議】

◎コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方税財源の充実を求める意見書案
全会一致で原案可決

◎東北町監査委員の選任について
・欠員中の東北町監査委員として、ほらないきし 洞内清氏を選任するものです。

全会一致で同意

令和3年

第2回議会臨時会

8月4日臨時会が開催され、次の議案が可決されました。



一般質問

町政を問う



坂本直大 議員

質問一 無料の行政サービスについて

①無料バス・給食費・医療費等の無料の行政サービスについて

②現状の無料の行政サービスについて効果を検証する考えはないか

③今後の無料の行政サービスの在り方について町としての考え方を問う

それでは、通告に従いまして、無料の行政サービスについて、町民バス、給食費、医療費等の無料の行政サービスの財政負担について、現状の無料の行政サービスについて効果を検証する考えはないか、今後の無料の行政サービスの在り方について町としての考え方を問う、以上3点について質問させていただきたいと思います。

歴史的な圧勝とも言える大差において決着をした今年度4月の町長選挙にて誕生した長久保新町長が発足して、はや5か月が経過しようとしております。町民の皆様には新町政のスタートはどのように映っておりますでしょうか。新型コロナウイルス対策においては、これまでの近隣市町村の接種状況からの遅れを取り

戻すべく、医療機関への町長自らの直談判による休日接種の実現をしておりますし、先日の大雨による高瀬川の堤防決壊の被害においては、農水省、国交省への迅速な派遣要請により、被害の拡大を最小限にとどめております。また、今月末から町内4か所にご意見箱を設置するなど、町民の声をつぶさに吸い上げようとする、長久保町長のボトムアップ型の町民に寄り添う姿勢が明らかになっているところでございます。

本定例会においても、公共施設等整備基金として2億5,000万円の基金の積立ての報告がございます。財政面においても堅実な印象を持っていただけるのではないかと感じているところでございます。さて、先ほど申し上げましたとおり、町長選挙において4月18日に得票差2,309票にて新町政が誕生いたしました。大差となった要因はどこにあるのか。町の歴史を振り返りながら、目を背けるこ

となく、これまでの、そしてこれからの町民の気持ちを探り続け、たぐり寄せていくことが行政の責務、使命ではないかと感じているところでございます。

前町長の肝煎りの政策であった小中学生の給食費の無料化についても、町長選の結果との因果関係を意識し、継続の確認をしていく中で、今後について一定の期間で、利用者の要望、意見をストックしていく必要があるのではないかと、その他の無料の行政サービスについてはどうか、そのような思いで今回の一般質問をさせていただきたいと思います。

令和3年3月発刊の第2次東北町総合振興計画後期基本計画によりますと、プラス・マイナス6の評価基準に対して、マイナス2・19ポイントの最も不満の環境分野が商業振興の状況となっており、次いで雇用対策の状況、次に工業振興、企業誘致の状況となっており、産業分野での町

民の不満足が顕著に表れた結果となっております。経済対策を望む町民の声が行政に反映されていないということが浮き彫りとなっております。

昨年の2月からコロナ禍による度重なる緊急事態宣言、休業補償などによる国の財政悪化のしわ寄せが、今後地方財政に及ぼす影響は少なくないことが予想され、私たちの生活様式もコロナ対策による劇的な変化により、産業分野においてもさらなる経済的な負担をもたらすことが想定されます。コロナ禍以前に作成された振興計画がどれほどの位置づけとなっていくのか、昨今の異常気象、感染症の状況を踏まえると疑問も残るところでございます。

京都府京都市は、今年度5月25日、企業の破産に当たる財政再生団体に2028年度にも転落するおそれがあると

して、収支改善に取り組む財政改革案を公表いたしました。コロナ禍も手伝った財政危機の中で、市のバスや地下鉄が

70歳以上無料の市民サービスの維持や、その他の全額助成の手厚い住民サービスが財政を圧迫したことも、危機的状況を大いに加速させた要因となっております。

首長選挙のたびに無料の住民サービスと、変化と工夫のない事業による目先のメリツトを掲げた選挙戦のなれの果てが将来負担の増量、未来へのツケという大きな落とし穴になるかもしれないということとを東北町の多くの町民も危惧しております。所得制限を設けることや段階的な有料化、あるいはサービスの選択化を含めて、町として収支のシミュレーションをし、住民へのヒアリングの機会を設け、あらゆるメニュー、プランを提示していくことが重要であり、新たな制度設計の準備が持続可能な事業として必要になってくるのではないのでしょうか。無料でスタートした事業の見直しをすること自体は、多くの反発が予想されます。現状のサービスに対して、

大いに満足し助かっているという声を守りつつ、料金の支払いにより公共サービスの質的向上を求める声も大切にしていけることが真の公平さとなり、あらゆる世代、あらゆる産業の補助、助成、振興につながっていくことになると思います。

最後にありますが、今定例会開会日の次の日の9月3日に菅総理が次期総裁選に出馬しない旨の報道がなされました。国民の意見を吸い上げるボトムアップとコロナ対応をめぐってのリーダーシップ、トップダウンの使いどころについて、皆様はどのように感じていらっしゃると思いますでしょうか。我が町として、命を守る経済対策として、厳しい判断をすることも時として重要ではないでしょうか。

それでは、冒頭3点について、町民バス、小中学生の給食費、高校生までの医療費、福祉センターの入浴料についての事業の歳出状況、内容をお知らせいただきたいと思います。

答 弁

町 長

質問一①

・町所有のバスを主に活用し、スクールバスの空き時間に上北地区2路線、東北地区6路線を運行。年間の利用状況は、令和元年度で4万8,374人、令和2年度では4万2,420人であり、運行に係る事業費については、令和元年度では1億2,399万1,000円で、特定財源として青森県核燃料物質等取扱税交付金8,000万円を充当しており、一般財源は4,399万1,000円となっております。令和2年度では1億2,026万5,000円で、特定財源として同じく青森県核燃料物質等取

扱税交付金8,200万円を充当、一般財源は3,826万5,000円となっております。

・平成29年10月から学校給食費給付金交付要綱に基づき、保護者の経済的負担の軽減、教育の充実、子育て支援を目的として実施している事業であり、令和元年度は、小中学生1,153名に対し、総事業費5,403万4,000円。特定財源は基金繰入金5,200万円で、一般財源は203万4,000円

用しているほか、幼児の一部及び小学生については防衛費の再編関連訓練移転等交付金の使途により、基金条例を制定し、基金を運用し助成している状況であります。

また、中学生及び高校生の医療費負担については、一般財源により実施しているところであり、令和元年度は総事業費8,115万円、特定財源は県補助金1,731万4,000円、基金繰入金2,543万8,000円で、一般財源3,839万8,000円

であります。令和2年度は総事業費6,564万6,000円で、特定財源は県補助金1,409万8,000円、基金繰入金2,189万6,000円で、一般財源2,965万2,000円という状況であります。

・保健センター等の入浴に關しては、小学生未満及び65歳以上は入浴料無料

として実施しております。令和元年度途中から、老人福祉センターの改修工事により一時休止している状況もありますが、利用状況等は、令和元年度で有料9,230人、無料5万5,758人で、年間の入浴料金収入は92万3,000円、令和2年度では有料7,437人、無料5万83人で、年間の入浴料金収入は74万3,000円となっております。

質問一②

・令和元年度町総合振興計画策定時のアンケート調査では、子育て支援体制、高齢者支援体制及び町民バスの評価は、いずれも前回アンケート評価よりも満足度のポイントが上昇している結果が出ています。ことから、現段階においてはその効果もあつたものと考えております。

・広く町民の皆様のご意見をいただきながら、事業

の効果を総合的に判断し、健全な財政運営と住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

質問一③

・全国でも財政が逼迫している自治体が増えている状況下において、当町も例外ではありません。その上で、広く町民の皆様のご意見をいただき、議員の皆様とも議論を尽くし、持続可能な安全、安心な町づくり及び健全な財政運営を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、一般質問通告のありました質問事項1の無料の行政サービスの提供についてお答えいたします。まず、1点目の無料バス、給食費、医療費等の無料の行政サービスの財政負担についてですが、無料バスとして運行している

町民バスにつきましては、合併前の旧上北町において実施していた事業で、スクールバスの空き時間を利用し、町民バスとして運行していたサービスを合併後にも引き継ぎ、町全体に広げ、町民の足として活用しているものです。現在も町所有のバスを主に活用し、スクールバスの空き時間に上北地区2路線、東北地区6路線を運行しているところでございます。

また、年間の利用状況は、令和元年度で4万8,374人、令和2年度では4万2,420人であり、運行に係る事業費については、令和元年度では1億2,399万1,000円で、特定財源として青森県核燃料物質等取扱税交付金8,000万円を充当しており、一般財源は4,399万1,000円となっております。令和2年度では1億2,026万5,000円で、特定財源として同じく青森県核燃料物質等取扱税交付金8,200万円を充当、

一般財源は3,826万5,000円となっております。

次に、給食費等の行政サービスにつきましては、学校給食法とともに、平成29年10月から学校給食費給付金交付要綱に基づき、保護者の経済的負担の軽減、教育の充実、子育て支援を目的として実施している事業であり、令和元年度は、小中学生1,153名に対し、総事業費5,403万4,000円。特定財源は基金繰入金5,200万円、一般財源は203万4,000円です。令和2年度は、小中学生1,125名に対し、総事業費5,131万円、特定財源は基金繰入金4,890万円、一般財源は241万円です。

また、基金積立金等につきましては、防衛費の特定防衛施設周辺整備調整交付金の使途に従い、基金条例を制定し、基金を積み立て、その基金を取り崩して運用している状況であり、特別支援、要保護等の児童及び生徒には一般財源

で対応している状況であります。次に、医療費等の行政サービスにつきましては、町医療費助成事業要綱に基づき、乳幼児から高校生までの通院費及び入院費に係る医療費の自己負担分を町が助成しており、乳幼児から小学生までの医療費分の負担については、幼児までは県の補助金を活用しているほか、幼児の一部及び小学生については防衛費の再編関連訓練移転等交付金の使途により、基金条例を制定し、基金を運用し助成している状況であります。

また、中学生及び高校生の医療費負担については、一般財源により実施しているところであり、令和元年度は総事業費8,115万円、特定財源は県補助金1,731万4,000円、基金繰入金2,543万8,000円で、一般財源3,839万8,000円です。令和2年度は総事業費6,564万6,000

円で、特定財源は県補助金1,409万8,000円、基金繰入金2,189万6,000円で、一般財源2,965万2,000円という状況であります。

加えて、保健センター等の入浴に関しては、小学生未満及び65歳以上は入浴料無料として実施しております。令和元年度途中から、老人福祉センターの改修工事により一時休止している状況もあります。利用状況等は、令和元年度で有料9,230人、無料5万5,758人で、年間の入浴料金収入は92万3,000円、令和2年度では有料7,437人、無料5万83人で、年間の入浴料金収入は74万3,000円となっております。

また、町老人福祉センター及び上北保健センターの両施設は、入浴以外の他用途にも使用しているため、財政負担を明確にはお示しできませんが、参考として、両施設の維持管理に係る経費の令和3年

度予算額は3,488万5,000円でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の現状の無料の行政サービスについて効果を検証する考えはないかについてですが、毎年当初予算編成時には、各課において個々に事業実績を考慮しながら予算化しているほか、町の最上位計画である総合振興計画の見直し時などの計画策定時には、アンケートなどにより町民の皆様の評価を検証しており、令和元年度町総合振興計画策定時のアンケート調査では、子育て支援体制、高齢者支援体制及び町民バスの評価は、いずれも前回アンケート評価よりも満足度のポイントが上昇している結果が出ていますことから、現段階においてはその効果もあつたものと考えております。

これからは、町民バス路線の拡充、または地域医療の充実など、さらなる町の発展を目指して、事業の改編をはじめ、日々変化する社会情勢を的確に捉え、多様化する住民ニーズに応えるため、地域座談会、または町民ご意見箱や広報紙掲載のご意見はがきなどにより、広く町民の皆様のご意見をいただきながら、事業の効果を総合的に判断し、健全な財政運営と住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の今後の無料の行政サービスの在り方について町としての考え方を問うについてですが、ご承知のように、無料または無償の行政サービスについては、自分の町の財政負担を伴うものであり、慎重な判断が必要と思われまふ。例えば今回ご質問のありました学校給食や医療費等の子供の育成に係る経費などは、本来保護者が負担するのが当たり前だという、そういったお声も聞かれるわけですが、仮にそのような一面的な行政判断で事業を見直す場合、子供の健全な育成が阻害される状況、また

は子供の生活に負荷が及ぶ事態になるなど、本来望んでいない状況が生じることのないように、十分配慮すべきことが第一と考えております。

また、無料、無償の行政サービスは、町づくりとして、全体的な見地から考慮されるべき課題であります。まずは、現在実施している町独自の政策全般が今後も継続できるものか否か、そして無料または無償の行政サービスについても、今後も継続できるのか、それとも町民にご負担をお願いするのかなど、常に考察が必要であることは、先ほど坂本議員ご指摘のように、全国でも財政が逼迫している自治体が増えている状況下において、当町も例外ではありません。その上で、広く町民の皆様のご意見をいただき、議員の皆様とも議論を尽くし、持続可能な安全、安心な町づくり及び健全な財政運営を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

質問一

女性の健康について



大崎 昭子 議員

①女性特有の病気である子宮頸がんの予防としてHPVワクチンが有効であると聞いていますが、我が町だけではなく国や各自治体においても紆余曲折したHPVワクチン接種の経緯をお聞かせ下さい。

②現在のHPVワクチン接種の対象年齢、対象人数、及び希望者数をお知らせ下さい。

以上、答弁とさせていただきます。

質問二

少子化対策から

①我が町は妊娠・出産・子育てに対しての支援、及び窓口が有りますが、妊活・不妊に対しての相談窓口はありませんか？または、相談は無いのですか？

②今後、妊活・不妊に対して何か取り組みはしますか？それでは、議長のお許しをいただき、通告に従いまして質問させていただきます。

新型コロナウイルスの猛威の中ではありましたが、東京オリンピック・パラリンピックが1年遅れで開催され、大会史上最多のメダルを獲得し、国民に大きな感動を与えてくれました。その中で、女性の活躍が目まぐるしく、その活躍から勇気をもらった人も多いのではないのでしょうか。このように、女性が元気で健康であるということは、家庭が明るく、職場が明るく、そしてこの町が明るくなるものだと私は考えます。

と私は考えます。

現在女性は、家事や育児だけでなく、仕事や社会でも活躍し、肉体的にも、精神的にも、男性と同様に大きなストレスや疲労と闘っています。男女平等とうたわれているこのご時世ではありますが、幾ら平等とはいっても、肉体は男性とは違います。女性は、子宮や卵巣といった男性とは違う臓器を持っており、その分病気に対しても非常に大きなリスクを抱えています。

そんな中、我が町では、無料の健康診断に加えて、女性を対象とした乳がん検診、子宮頸がん検診も無料で行っており、病気の早期発見に積極的に取り組んでいます。

この女性の特有の病気でもある子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）に感染することで発症すると言われ、近年は20代から30代といった若い女性がかかる病気に変わってきています。しかしながら、この病気は予防も可能であり、HPVワクチン

が有効とされています。

そこで、我が町でも無料で接種がされている子宮頸がん予防のHPVワクチンから2つお伺いいたします。1つ目として、ワクチン接種後の健康被害がマスコミ等で取り上げられ、国や各自治体においても紆余曲折したHPVワクチン接種の我が町での経緯をお聞かせください。

2つ目として、我が町における今現在のHPVワクチンの接種対象年齢、対象人数及び希望者数をお知らせください。

次に、全国的に人口減少、少子高齢化は社会問題であり、少子化対策は我が町でも取り組むべき大きな課題だと思われれます。その少子化対策の鍵を握るのは女性であります。現在働く女性の晩婚化や晩産化が進み、出生率は下がる一方であり、出生率の低下の原因には不妊問題も大きく関係しています。日本では、5・5組に1組の夫婦は不妊症に悩んでいると言われるほどの

社会問題であり、この問題は我が町も例外ではありません。しくお願いいたします。

現在不妊の原因は、女性が41%、男性が24%、両方が24%とされており、女性だけの問題ではなく、夫婦向き合うべき問題でもあります。特に女性は、年齢が進むと妊娠に対するリスクが大きくなるため、不妊に対する早期の検査や治療が必要となります。ところが、この問題は、人に話にくい、知られたくないというデリケートな面を持ち合わせており、人に打ち明けられずに一人で抱え込み、不妊だけではなく、精神的な病にも陥る可能性があるのです。

そこで、この不妊問題から2つお伺いいたします。1つ目として、我が町は、妊娠、出産、子育てに対しての支援及び相談窓口がありますが、妊活や不妊に対しての相談窓口や相談はないのでしょうか。2つ目として、今後町として妊活、不妊に対して何か取り組まは考えでしょうか。以上、私からの質問とさせていただきます。

答 弁

町 長

質問一①

・HPVワクチンは、平成21年10月に薬事承認、同年12月に販売。

・国では、平成22年11月26日より子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時交付金が運用され、我が町においても実施しております。

・平成25年4月1日から予防接種法の改正により定期接種に位置づけられましたが、同年6月14日に、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に特異的に見られることから、副反応の頻度がより明らかに、国民に適切な情報提供ができるまでの

間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされた、積極的な接種勧奨の一時差し控えを決定した旨の通知を国がなされております。そのことから、町でも同年6月より、積極的な勧奨を行わず、翌年から案内も通知しておりません。

・以後、国では、HPVワクチンの安全性について毎年審議、令和2年10月、接種対象者が情報に接する機会を確保し、接種について判断できるよう、リーフレット等、情報提供の個別送付を行うよう通知されました。

積極的な接種勧奨の差し控えは継続されておりますが、定期接種として位置づけられていることは変わりなく、我が町もこの通知を受け、令和3年5月より、副反応への情報提供を含め、対象者へ周知を行っております。

質問一②

・今年度の対象者は327人、希望者22人に予診票を発行し、うち接種開始者は10人おります。

質問二①

・妊活、不妊に対しての相談窓口は、改めて設置しておりませんが、保健業務全般にわたり、町民からの問合せや相談は常に受け付けており、対応しております。妊活、不妊に対しての相談者は、まだ今のところございません。

質問二②

・今後は、保健衛生課に開設しております子育て世代包括支援センター内に妊活・不妊相談窓口を設け、子育て前の世代に対しても気軽に相談できるように改善してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

一般質問通告のありました質問事項1の女性の健康につ

いて、お答えいたします。まず1点目の女性特有の病気である子宮頸がんの予防としてHPVワクチンが有効であると聞いていますが、我が町だけではなく、国や各自治体においても紆余曲折したHPVワクチン接種の経緯をお聞かせくださいについてであります。ヒトパピローマウイルスワクチン、いわゆるHPVワクチンにつきましては、平成21年10月に薬事承認され、同年12月に販売されております。国では、平成22年11月26日より子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時交付金が運用され、我が町においても実施しております。その後、平成25年4月1日から予防接種法の改正により定期接種に位置づけられましたが、同年6月14日に、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に特異的に見られることから、副反応の頻度がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされた、積極的な接種勧奨の一時差し控えを決定した旨の通知を国がなされております。そのことから、町でも同年6月より、積極的な勧奨を行わず、翌年から案内も通知しております。

以後、国では、HPVワクチンの安全性について毎年審議され、令和2年10月、接種対象者が情報に接する機会を確保し、接種について判断できるよう、リーフレット等、情報提供の個別送付を行うよう通知されました。

積極的な接種勧奨の差し控えは継続されておりますが、定期接種として位置づけられていることは変わりなく、我が町もこの通知を受け、令和3年5月より、副反応への情報提供を含め、対象者へ周知を行っております。

次に、2点目の現在のHPVワクチン接種の対象年齢、対象人数及び希望者数をお知らせくださいについてであります。対象年齢は12歳

となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子で、今年度の対象者は327人、希望者22人に予診票を発行し、うち接種開始者は10人おります。

続きまして、質問事項2の少子化対策からについてお答えいたします。1点目の我が町は妊娠、出産、子育てに対する支援及び窓口がありますが、妊活、不妊に対しての相談窓口はありませんか、または相談はないのですかについてであります。妊活、不妊に対しての相談窓口は、改めて設置しておりませんが、保健業務全般にわたり、町民からの問合せや相談は常に受け付けており、対応しております。妊活、不妊に対しての相談者は、まだ今のところございません。

援センター内に妊活・不妊相談窓口を設け、子育て前の世代に対しても気軽に相談できるように改善してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。



市川 俊 光 議員

質問一

小川原湖での米軍オスプレイの訓練への対応について

①米軍オスプレイが、小川原湖で訓練を行ったことについて、町は、在日米軍に対して要請書を提出したが、要請事項に対する回答について問う。

②小川原湖において、米軍オ

質問二

町民の交通手段の確保について

①町内全域の各集落を持続可能とするには、公的に交通手段を確保することが必要であると考えるが、町としての認識を問う。

②町長は、「町民バスの路線拡大」「タクシー券の発行」を行うとしているが、具体策の進捗状況はいかがか。

質問三

防災メールの活用について

①防災メールの運用枠組み、

利用者数について問う。

②防災メールで発信する情報拡充、利用の普及を拡げる考えはあるか。

それでは、9月の議会に当たって3つのテーマで質問をさせていただきます。

まず最初は、小川原湖での米軍オスプレイの訓練への対応について質問をいたします。

6月30日と7月1日の2日間、米軍横田基地所属のCV

22オスプレイが何の予告もなく小川原湖に現れ、湖上での訓練を実施しました。訓練は、

2機のうち1機が湖上数十メートルの高さでホバリング

し、湖面から人をつり上げたり、湖面すれすれまで高度を下げて、激しく水しぶきを上げながら、超低空飛行を行い、

もう一機が小川原湖全域を警戒しながら旋回を繰り返すというものでした。

日が暮れるまでの夕方の約2時間、小川原湖にはオスプレイの激しいプロペラ音が響き渡り、オスプレイ専用の訓練場のようになりました。

小川原湖は、年間を通して漁師の皆さんが漁を行う漁場であり、湖畔には湖水浴場やキャンプ場などの観光施設もあります。このように、人々が日常的に利用している湖を米軍が突如として占有して訓練を行うなどということは、絶対にあつてはならないことだと考えます。この米軍オスプレイの訓練について、3点お尋ねします。

1点目の質問です。町は、7月3日と12日に、この訓練を行った在日米軍に対して要請書を提出したと聞いています。町が要請した事項について、米軍からの回答はあったのでしょうか。回答があったのであれば、その内容についてお聞かせください。

2点目です。小川原湖は、我が町の地籍を持つ湖であり、我が町は小川原湖の水質の改善や漁業資源の管理に取り組んでいます。

また、桜まつりや湖水まつりなど、湖畔での観光に力を感じ、人々が訪れる憩いの場

となっています。こうした取り組みを行ってきた町として、このたびのようなオスプレイの訓練は許容できるものではないと考えます。町は、在日米軍に対して、今後オスプレイが小川原湖で訓練を行わないよう明確に申し入れるべきではないでしょうか。町としてのお考えをお聞かせください。

3点目です。小川原湖においては、3年前にF16戦闘機が燃料タンクを投棄する事故が起き、その翌年にはF16の操縦士のミスで、湖畔近くの民有地に模擬弾が誤投下されています。こうしたこれまで繰り返されてきた危険に加えて、事故率が高いとされるオスプレイが米軍の思いのままに小川原湖で訓練を行うとなれば、米軍の訓練に対する町民の不安は増すばかりであります。

全国知事会は、平成28年に米軍基地負担に関する研究会を設置し、平成30年に在日米軍に対する提言を決議してい

ます。この提言では、基地の外における訓練の制限や日米地位協定の抜本的見直しを求めるものとなっています。在日米軍の地元を無視した一方的な訓練の実施や、地元の要請にしっかりと答えようとしていない理不尽な対応を改めるには、全国知事会が求めている日米地位協定の抜本的改定や、その運用の強化が必要であると考えますが、このことについて町としてのご見解をお聞かせください。

次に、2つ目のテーマ、町民の交通手段の確保について質問いたします。町が作成した「東北町人口ビジョン」では、約40年後には町の人口は半減する見通しになっていきます。そうした中でも、高齢者比率については、今後20年間は上昇が続くことが見込まれています。人口減と高齢化が同時に進むことで、今後の町内の地域コミュニティの先行きが懸念されるところです。一つ一つの集落、コミュニティの持続可能性を高めるための施策に取り組むことが、今、町の大きな課題であると考えられるものです。その上で、町民の交通手段の確保について2点お尋ねします。

1点目、町内全域に形成されている集落、コミュニティが今後も持続されることを可能とするには、買物や通院など、町民の交通手段を今後も町として公的に確保していくことが必要であると考えます。地域コミュニティを持続していくために、交通手段を公的に確保することについて、町としてのご認識をお聞かせください。

2点目、町長は就任後初めての議会定例会で、「町民バスの路線拡大」や「タクシースの発行」に取り組むと表明しましたが、その具体的な構想や実施への進捗状況についてお知らせください。

3つ目のテーマは、防災メールの活用についてです。我が町では、町からの情報を伝達する手段として、2年前から東北町防災メールの運用を行っています。各地で大雨などによる災害が頻発し、またコロナ感染症の感染者が増え続けている中、正確で迅速な情報伝達を行うことは、ますます欠かせないものになっています。

そこで、東北町防災メールについて2点質問をいたします。1点目、町が防災メールを運用するに当たって、どのような場合に発信することに決めているのか、運用の枠組みについてお聞かせください。

また、現在どのくらいの町民が東北町防災メールを利用しているのか、その登録者数についてお尋ねいたします。

2点目、これまで東北町防災メールによって発信されている情報は、ほかのメディアからも得られる情報と重複するものが多いと感じます。また、町民の皆さんに東北町防災メールへの登録を呼びかけ、さらに利用の普及を図る

お考えはありませんか。町としてのお考えをお聞かせください。

以上、質問いたします。答弁をよろしくお願いいたします。

答 弁

町 長

質問一①

・東北防衛局へ情報提供を行うこと等について、口頭要請を行ったとの報告は受けておりますが、それに對し町は明確な回答をいただいております。

質問一②

・今後につきましては、今回町で行った要請について、米軍がどのような対応を行うのか注視しながら、中止要請も視野に入れて考慮していきたいと考えております。

質問一③

・町といたしましては、全国知事会及び町議会の意見を重く受け止め、日米地位協定の改定や適用強化について、どんな取組ができるか検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

質問二①

・町民の皆様にとりまして、日常生活の利便性を維持させるために、将来にわたり、町として公的な交通手段を確保、さらにはそれを持続していくことが必要であると認識しております。

質問二②

・従来の町民バス路線とは別に、東北地区と上北地区を結ぶ新規路線につきまして、現在検討しているところでございます。
・高齢者飲食店等利用券交付事業が9月1日から申請の受付が始まっており、10月1日から利用開始予定となっております。

人口減少における集落の維持及び交通弱者の支援を目的として、町内の公共交通機関を利用することができない町民を対象とし、その制度につきましても今後協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

質問三―①

・東北町の地域住民の安全・安心に関する情報などを登録された方にメール配信しております。平成31年4月から運用を開始し、3年目を迎えております。メール配信につきましては、気象情報や基地情報、公共施設開館状況の情報など、住民の皆様に対し情報発信が必要な場合に、役場各課で対応して情報を発信しております。登録者数につきましては、8月20日現在で2,200名の方が登録している状況でございます。

質問三―②

・現在情報提供している地域住民の安全・安心に関する情報以外に、住民の皆様が必要と思われる情報の中で、役場各課において情報提供が可能なものについては、今後防災メールにて配信し、より一層地域住民の皆様にとって独自の地域に密着した情報が伝えられるように、情報発信の拡充を図ってまいります。

一般質問通告のありました質問事項1の小川原湖での米軍オスプレイの訓練への対応についてお答えいたします。まず1点目の米軍オスプレイが小川原湖で訓練を行ったことについて、町は在日米軍に対して要請書を提出したが、要請事項に対する回答について問うておりますが、令和3年6月30日及び7月1日に、小川原湖上空で低空飛行で訓練する在日米軍横田基地所属のCV-22オスプレイ

が目撃されました。当初目撃されたオスプレイの所属が確認できなかったことから、令和3年7月3日に東北防衛局長へ、在日米軍に事実確認を行うことなどの内容で要請書を提出いたしました。これに対し、令和3年7月9日に東北防衛局を通じて、

1、令和3年6月30日及び7月1日に小川原湖上空で低空飛行で訓練を行ったのは、在日米軍横田基地所属のCV-22オスプレイであること。

2、当該訓練は、CV-22オスプレイ要員が日本における人道支援、災害対応並びに不測の事態の際の人命救助に対応するための訓練であること。

3、米航空機の運用上の安全のために、フライトスケジュールや飛行ルートを含む飛行運用の詳細は公表していないこと及び前述の日に行われた当該訓練は飛行安全手順に従い実施したこと。

4、飛行ルートの設定及び訓練予定を立てる際には、必ず周辺地域への影響を考慮しているとの回答をいただきました。

これを受け、令和3年7月12日に、在日米軍司令官、米軍三沢基地司令官、防衛大臣、外務大臣、東北防衛局長へ、在日米軍横田基地所属のCV-22オスプレイによる小川原湖での訓練等について、要請書を提出いたしました。また、同日付で、東北防衛局企画部長から、在日米軍横田基地所属のCV-22オスプレイの小川原湖上空でのホイススト訓練について、横田基地所属第374空輸航空団司令官に対して、東北町からの要請内容を伝達するとともに、東北防衛局へ情報提供を行うこと等について、口頭要請を行ったとの報告は受けておりますが、それに対し町は明確な回答をいただいております。

次に、2点目の小川原湖において米軍オスプレイが同様の訓練を行わないよう、在日米軍に申し入れる考えはあるかについてありますが、今後につきましては、今回町で行った要請について、米軍がどのような対応を行うのか注視しながら、中止要請も視野に入れて考慮していきたいと考えております。

次に、3点目の在日米軍が地元を無視して訓練を行うことができないようにするため、日米地位協定の改定や適正強化が必要であると考え、町としての見解を問うについてであります。日米地位協定の改定につきましては、平成30年7月27日には全国知事会において、地位協定の抜本的見直し、航空法や環境法など、国内法原則として米軍にも適用させることなどをまとめた米軍基地負担に関する提言書を同年8月に外務省、防衛省と在日アメリカ大使館へ提出しています。

また、町においても、令和3年3月11日に、日米地位協定の抜本改定を求める意見書を衆議院議長、参議院議長及

び内閣総理大臣へ提出しているところですが。

町といたしましては、全国知事会及び町議会の意見を重く受け止め、日米地位協定の改定や適用強化について、どんな取組ができるか検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続いて、質問事項2の町民

の交通手段の確保についてお答えをいたします。まず、1点目の町内全域の各集落を持続可能とするには、公的に交通手段を確保することが必要であると考えてるが、町としての認識を問うについてであります。町内における公共交通の現状につきましては、町が実施している町民バスが、土日、年末年始を除く平日におきまして、東北地区では6

路線、1日につき1往復、上北地区では2路線、1日につき2往復運行しております。また、民間の路線バスが、主に土日を除く平日におきまして、8路線運行しております。

今後は、人口減少により集落の維持が難しくなることが予想されますので、この変わっていく状況に合わせて、町民の皆様にとりまして、日常生活の利便性を維持させるために、将来にわたり、町として公的な交通手段を確保、さらにはそれを持続していくことが必要であると認識しております。

次に、2点目の町長は町民

バスの路線拡大、タクシー券の発行を行うとしているが、具体策の進捗状況はいかがかについてであります。私の選挙公約には、2地区を結ぶ町民バスの運行路線の拡充と、乗合タクシー、タクシー券など、高齢化により増加している交通弱者への支援の拡充がございまして、

2地区を結ぶ町民バスの運行路線の拡充につきましては、従来の町民バス路線とは別に、東北地区と上北地区を結ぶ新規路線につきまして、現在検討しているところでございます。方向性が決まり次第、今

後協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、タクシー券の発行につきましては、関連する事業として、高齢者飲食店等利用券交付事業が9月1日から申請の受付が始まっており、10月1日から利用開始予定となっております。利用券の対象は、町内の飲食店、温泉をはじめとして、タクシーも対象としておりますので、町民の皆様にはぜひご利用いただきたいと考えております。

また、乗合タクシー、タクシー券など、高齢化により増加している交通弱者への支援の拡充につきましても、先ほど申し上げましたとおり、人口減少における集落の維持及び交通弱者の支援を目的とし

て、町内の公共交通機関を利用することができない町民を対象とし、その制度につきましても今後協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続いて、質問事項3の防災

メールの活用についてお答えいたします。まず、1点目の

防災メールの運用の枠組み、利用者数について問うについてありますが、防災メールにつきましては、東北町の地域住民の安全・安心に関する情報などを登録された方にメール配信しております。平成31年4月から運用を開始し、3年目を迎えております。

また、防災メール加入促進メール配信につきましては、気象情報や基地情報、公共施設開館状況の情報など、住民の皆様に対し情報発信が必要な場合に、役場各課で対応して情報を発信しております。登録者数につきましては、8月20日現在で2,200名の方が登録している状況でございます。

次に、2点目の防災メールで発信する情報の拡充、利用の普及を広げる考えはあるか

についてであります。防災メールの配信内容の分類から見ますと、気象情報、基地情報などを主に配信している状況でございます。このような

状況から、現在情報提供している地域住民の安全・安心に関する情報以外に、住民の皆様が必要と思われる情報の中で、役場各課において情報提供が可能なものについては、今後防災メールにて配信し、より一層地域住民の皆様により独自の地域に密着した情報が伝えられるように、情報発信の拡充を図ってまいります。

また、防災メール加入促進につきましては、継続して町広報紙や町ホームページ、東北町テレビ等を通じて加入促進を図るほか、町主催の会議などにおいても参加者の皆様などにPRするなど登録を促し、防災メールの加入促進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

各委員会の活動 (7月～9月)

★総務企画常任委員会

開催日	事 件 (内容)
8月18日	所管事務調査 (1) 税 務 課 ① 令和2年度町税等の収入状況について ・ 補正予算の概要説明 (2) 総 務 課 ・ 補正予算の概要説明 (3) 財 政 課 ・ 補正予算の概要説明 (4) 企 画 課 ・ 補正予算の概要説明

★産業建設常任委員会

開催日	事 件 (内容)
8月19日	所管事務調査 (1) 建 設 課 ① 岩渡沢川改修(1工区) 工事請負契約の一部変更に係る専決処分について ② 岩渡沢川改修(2工区) 工事請負契約の一部変更に係る専決処分について ③ 南平跨線橋補修工事請負契約の一部変更に係る専決処分について ④ (仮称)東北ICアクセス道路事業について ・ 補正予算の概要説明 ・ 豚熱ワクチン接種について (2) 農林水産課 ・ 補正予算の概要説明 (3) 商工観光課 ・ 補正予算の概要説明 (4) 水 道 課 ・ 補正予算の概要説明 (5) 下 水 道 課 ・ 補正予算の概要説明
9月17日	岩渡沢川現地視察

★教育民生常任委員会

開催日	事 件 (内容)
8月20日	所管事務調査 (1) 福 祉 課 ① 新型コロナウイルス感染症予防対策に係る保育対策総合支援事業等について ・ 補正予算の概要説明 (2) 保健衛生課 ① 新型コロナウイルスワクチン接種の状況と今後の見通しについて ② 東北町老人福祉センター改修工事に伴う浴場の一時休止について ・ 補正予算の概要説明 (3) 社会教育課 ① 放課後子ども教室から放課後児童クラブへの移行について ・ 補正予算の概要説明

開催日	事 件 (内容)
	(4) 町 民 課 ・ 補正予算の概要説明 (5) 学 務 課 ・ 補正予算の概要説明 (6) スポーツ振興課 ・ 補正予算の概要説明

★議会運営委員会

開催日	事 件 (内容)
8月27日	(1) 会期日程について ① 令和3年第3回東北町議会定例会付議事件の概要 ② 議会提出案件(予定)等 ③ 一般質問通告状況(8月26日正午までに通告) (2) 陳情等の取り扱いについて (1) 追加日程について
9月2日	

★原子燃料サイクル対策等特別委員会

開催日	事 件 (内容)
7月12日	国際核融合エネルギー研究センター視察

★基地対策特別委員会

開催日	事 件 (内容)
7月5日	要請活動
7月12日	要請活動

★議会広報特別委員会

開催日	事 件 (内容)
7月14日	(1) 議会だより第65号の編集について
9月2日	(1) 委員長の互選について

★全員協議会

開催日	事 件 (内容)
8月23日	(1) 東北町過疎地域持続的発展計画の策定等について (2) 新型コロナウイルス感染症対策事業の内容変更について

★分庁舎整備検討特別委員会

開催日	事 件 (内容)
8月4日	(1) 分庁舎整備検討について

町税全体

	収入済額	対前年比
調 定 額	1,832,102,049円	△ 0.88% (△ 16,202,088円)
現 年 分	1,688,668,567円	0.21% (3,519,454円)
滞納繰越分	24,695,848円	17.25% (3,633,041円)
合 計	1,713,364,415円	0.42% (7,152,495円)



委員長 和田 勇人
所管事務調査結果
〈8月18日〉
○総務企画常任委員会
(8月18日開催)

委員会報告

税務課関係

○総務企画常任委員会

・令和2年度町税等の収入状況について
【質疑】調定額の町民税個人では、令和2年度と元年度を

不納欠損額

現 年 分	0円
滞納繰越分	17,264,398円

主な税目 (前年比)

区 分	現年分収入済額	対前年比
個 人 税	555,240,663円	△ 1.39% (△ 7,848,717円)
法 人 税	62,375,844円	△ 21.70% (△ 17,289,356円)
固定資産税	836,442,224円	3.29% (26,668,014円)

収入未済額

現 年 分	22,544,778円
滞納繰越分	78,928,458円

令和2年度青森県市町村税滞納整理機構移管及び徴収状況

- 1) 滞納整理機構移管者 127人 (内新規移管者14人)
2) 徴収税額一覧

区 分	令和2年度	令和元年度	対前年比
町 民 税	14,016,947円	12,496,270円	12.17% (1,520,677円)
固 定 資 産 税	3,735,496円	4,256,679円	△ 12.24% (△ 521,183円)
軽 自 動 車 税	569,163円	868,049円	△ 34.43% (△ 298,886円)
国民健康保険税	22,314,171円	26,158,677円	△ 14.70% (△ 3,844,506円)

総務課

・補正予算の概要説明

比較して減額となっているが、何の業種が減額の要因となっているのか。
【回答】農業所得が少し低い
ため、それが要因と考えられます。

○産業建設常任委員会

(6月25日開催)
(8月19日開催)
委員長 米 倉 俊 男

所管事務調査結果
〈6月25日〉



財政課

・補正予算の概要説明

企画課

・補正予算の概要説明

税務課

・補正予算の概要説明

その他

・職員の禁煙時間を定めることについて

建設課

・小川原通跨線橋の交通規制について

1. 橋梁の状況について

令和2年度に行った東北町橋梁点検業務委託において、小川原通跨線橋が前回調査時よりも腐食状況が進行しているとの報告があり、令和3年3月に小川原通跨線橋の補修設計を発注し、さらに詳細の状況を調査したところ、主要部では特に主桁の状況が特に悪く腐食やひび割れ等が多く、健全度ランクが最も悪いIVに当たる状況で、大型自動車に対して交通規制等の措置を行った方が良好との報告があったことを受け、県に確認したところ、健全度ランクIVであれば交通規制を行った方が良好との指導がありました。

2. 交通規制について
交通規制については、現在、南平跨線橋で一時的にはあるが通行止めを行いながらの補修工事を行っているため、同時に小川原通跨線橋を通行

止めとすることは難しい状況であることから、現在の荷重制限14t以下を、農作業なども考慮し、当面の間は荷重制限を8t以下として、住民説明会等を行った後に規制していきたい。

また、今後さらなる規制が必要となった場合には、南平跨線橋補修工事が完了した後に再度検討したいと考えております。

3. 今後の計画について

今年度、道路メンテナンス事業では、公園橋の補修工事及び第1花向橋の補修設計を計画しており、事業費で90,360,000円、内、補助金として、54,667,000円(60・5%)の交付決定を受けているところではあるが、小川原通跨線橋については、早急に補修する必要があることから、青い森鉄道(株)との協議を進めながら、今年度計画を見直して、小川原通跨線橋の補修工事を年度内に発注できるよう手続きを進めていきたい。

第1期工区

延	長	L=1,900m
概略設計		5,000千円
実施設計		88,000千円
用地買収費		105,000千円
補償費		10,000千円
道路整備工事		573,000千円
踏切改修工事費		200,000千円
防雪柵設置工事費		879,000千円
合計		1,860,000千円

第2期工区

案1	延長	L=2,500m
案2	延長	L=1,800m

【質疑】小川原通跨線橋の補修工事はどのようにするのか。

【回答】現在調査中ではありますが、現時点では橋の上部は架け替えて、下部は化粧直しをして補強する予定です。

〈8月19日〉

建設課

・岩渡沢川改修(1工区)工事請負契約の一部変更に係る専決処分について

・岩渡沢川改修(2工区)工事請負契約の一部変更に係る専決処分について

・南平跨線橋補修工事請負契約の一部変更に係る専決処分について

・(仮称)東北ICアクセス道路事業について
事業計画について
本事業は、県道水喰・上北停車場線と上北道路の東北ICとを結ぶアクセス道路として、今後はルート(案)の選定をおこない事業を進めていきたい。

【質疑】第1期工区の用地買収費は、1反歩いていくらか。

【回答】青森県河川改修事業での買収実績に基づき、1反

歩150万円から200万円を想定しています。

【質疑】青い森鉄道の横断は、橋を架けるのか。

【回答】橋ではなく、3種3級の対面交通ができる踏切を想定しています。

農林水産課

・豚熱ワクチン接種について
1 豚熱(CSF)とは

豚熱ウイルスにより起こる豚、猪の熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率の特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中のウイルスを排出し感染豚や汚染物品等により感染が拡大。

令和2年2月5日に豚コレラは豚熱(CSF)

アフリカ豚コレラはアフリカ豚熱(ASF)に名称改正。アフリカ豚熱(ASF)と豚熱(CSF)は原因となるウイルスが異なるため、異なる病気が確認されたのは明治20年。

平成4年熊本県で発生確認を最後に26年間国内発生はな

3農場、飼養頭数(6月中旬聞き取り)2,338頭

2 豚熱ワクチン接種に至る経緯

令和3年6月9日に、宮城

県荊田郡七ヶ宿町で野生猪(死亡)の豚熱感染が確認さ

れたことを受けて、宮城県と隣接していないが山脈でつながっている地理的状况、岩手

県からの養豚業の関連性がある環境要因を踏まえ、6月15日にワクチン接種推奨地域に指定される。

3 県での対応

県では推奨地域指定となっ

たことから、ワクチン接種プログラムを作成し国に申請・承認を受け、7月30日から津軽地方より順次接種を開始している。

4 町での対応

当町でのワクチン接種の対象農場は、

3農場、飼養頭数(6月中旬聞き取り)2,338頭

接種頭数1,827頭(ほ乳豚及び畜場出荷20日以内の肥育豚除く)

接種期間…令和3年9月30日から10月1日(2日間)

接種場所は各農場内にて、家畜保健衛生所の獣医師が接種

町職員の作業としては、接種時に同行し接種豚の確保補助、台帳確認作業。

5 その他

ワクチン接種手数料金は、1頭あたり310円(初回接種は免除)

豚熱は人に感染せず、ワクチンを接種した豚の肉を食べても人体に影響はない。

感染防止対策として、ワクチン接種は重要ですが、飼養衛生管理の徹底も更に重要で、

侵入防止対策、関係者以外の立入禁止、畜舎の出入りの際の消毒等、また異常が見られたら早期通報が必要不可欠。

感染が確認された場合の対応として、薬剤による殺処分、畜舎周辺に埋却、畜舎消毒。

建設課

・補正予算の概要説明

農林水産課

・補正予算の概要説明

商工観光課

・補正予算の概要説明

水道課

・補正予算の概要説明

下水道課

・補正予算の概要説明

その他

・小川原湖漁業協同組合水産物加工施設建築工事について

・東北町水道課による七戸町断水地域への給水応援について

○教育民生常任委員会

(6月25日開催)

(8月20日開催)

委員長 沼山 浩幸

所管事務調査結果

〈6月25日〉



学務課

・東北小学校立入防止柵の破損について

1 被害状況

令和元年度・令和2年度に

設置した立入防止柵 約490mの内、約200mで沈下及び14枚のパネルの裂傷が確認された。

2 沈下及び破損の原因の検討

1) 製品選定について

今回選定した製品は、立入防止柵で積雪地用の製品であ

り、青森県で定める規格に合致しており、選定上問題はなかったと考える。

(2) 除雪作業の影響について

歩道除雪・構内除雪とも聞き取り調査をした結果、立入防止柵に直接当たらないように気を付けて作業していたことを確認したことから、直接的な因果関係はないと考えられる。

(3) 施工不良の有無について

本事案は、施工時に監督員による現地確認、施工管理、立会検査を十分に行っていた。また、財政課による完成検査においても、出来高及び施工写真、現地検査とも問題はなく、合格としている。

さらに沈下状況を把握した

後には、担当課、財政課により、大きく沈下していた支柱を掘り出して検証したところ、支柱が基礎碎石にめり込んでいた。

その後、基礎碎石の厚さ、

モルタルの充填状況を確認したところ、問題はなかった。

このことから、施工不良で

はないと考えられる。

(4) 気象要因について

今冬の降雪量は、例年の平均より多く(7年間平均428cm、令和2年度548cm)、積雪深が例年よりかなり大きかった。さらに、歩道除雪により立入防止柵脇に堆積した雪が壁になり、風向きによって吹き溜まり状態になったことも相まって、積雪がかなり多かったと推測される。

また、2月末から3月までの期間は、日夜の寒暖差が激しく、そこで凍結と融解が繰り返し行われたことにより、堆積していた雪の密度が高まり、かなり重くなっていたものと想定される。

同時に施工した国道側の立入防止柵は、桜の木の下にあって、雪や風の影響が少なく、日陰になっているため、急速に雪が溶けることもなかったため、極端な沈下はみられない。

(5) 原因の推定

上記4点を検討した結果、気象状況により製品に想定以

上の積雪と荷重がかかったことが原因と推定される。

3 今後の対策

沈下の激しかった町道側については今後、歩道整備事業により、歩道用防護柵を設置する予定であることから、立入防止柵としての機能を果たしていない損傷の激しい部分のみ修繕し、維持管理に努めていきたい。

【質疑】破損したフェンスは、具体的にどのような対応するのか。

【回答】破損したフェンス部分は現在と同じ製品に交換し、使える部分は直して使用する予定です。

また、令和5年度から6年度にかけて、交通安全対策の事業計画で、町道蛸沢小学校・大向旗屋線の歩道整備事業により、現在設置しているフェンス（立入防止柵）を撤去し、歩道から余裕幅を持つて歩道用防護柵を設置する予定です。

（8月20日）

福祉課

・新型コロナウイルス感染症
予防対策に係る保育対策総合支援事業等について

1 概要

保育所等において、感染症に対する体制を整え感染症対策を徹底し、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を補助する。

2 保育対策総合支援事業（通常保育）

(1) 対象施設

保育所、幼保連携型認定こども園

(2) 事業内容

保育所等の職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費

(3) 対象経費

①職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の手当
等感染症対策による非常勤職員を雇用した場合の賃金

②感染症対策の一環として、

職員個人が施設や日常生活において必要とする物品などの購入支援（手荒れ防止用ハンドクリーム・マスク・エプロン・手袋・タオル等）

③マスクや消毒液等の購入、

④基準額（1施設当たり）

①定員20人以上59人以下
400,000円以内

②定員60人以上
500,000円以内

(5) 事業費

3,345,000円

(6) 補助率

国 1/2 町 1/2

3 子ども・子育て支援交付金事業

(1) 対象事業所

・延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業

(2) 事業内容

保育所等の職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費

(3) 対象経費

①職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の手当
等感染症対策による非常勤職員を雇用した場合の賃金

②感染症対策の一環として、

職員個人が施設や日常生活において必要とする物品などの購入支援（手荒れ防止用ハンドクリーム・マスク・エプロン・手袋・タオル等）

③マスクや消毒液等の購入、

④基準額

①延長保育事業
・定員20人以上59人以下
200,000円以内

②一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業
・1ヶ所当たり
300,000円以内

(5) 事業費

5,100,000円

(6) 補助率

国 1/3 県 1/3

町 1/3

育対策総合支援事業と、子ども・子育て支援交付金事業の延長

保育事業と、一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業の対象となる保育園は、全て補助を受けることができるのか。

【回答】対象となる事業全ての補助金は、基準額内で受けられます。

【質疑】(3)対象経費の②感染症対策の一環として、職員個人の施設や日常生活において、必要とする物品などの購入支援は、職員が自宅で使用する物も経費の対象となるのか。

【回答】職員が、感染予防対策として自宅で使用する物品についても対象となります。

保健衛生課

・新型コロナウイルスワクチン接種の状況と今後の見通しについて

1 接種状況について

表参照

2 今後の見通しについて

1 接種状況について

	全 体		うち高齢者（65歳以上）	
	人 数	接 種 率	人 数	接 種 率
1 回 以 上 接 種 者	8,055人	52.7%	5,788人	87.1%
う ち 2 回 接 種 者	6,782人	44.4%	5,672人	85.3%

ワクチン接種記録システム調べ（8月15日現在）

※接種率は基準日における対象人口で四捨五入。
 ※希望する高齢者の接種は概ね完了。

- (1) ワクチンの供給見込
 8月の供給量は、
 4,680回分
 9月以降の供給量は、
 月2,340回分
 ※10月末までに対象者の8割にあたる供給が見込まれる。
- (2) ワクチンの接種見込
 ○集団接種
 8月の接種体制は、
 約1,300人
 9月以降の接種体制は、
 2,000人
 ○個別接種
 1週間に500回接種できる体制。
 ※10月末までに64歳以下の対象者約9千人の8割にあたる接種が可能。
- 【質疑】12歳から15歳までのワクチン接種は、どのように対応しているのか。
 【回答】12歳から15歳の方については、親の承諾が必要な部分や、子どもがパニック症状になる可能性が少し高いというところで、周辺市町村の状況を見て医師と相談しながら
- 対応したいと考えております。
- 3 町民への周知方法
 センターに掲示、広報、東北町テレビ、町内回覧、ホームページ
 4 その他
 ・週3日（火・水・金）シャトルバスを運行
 ・高齢者飲食店等利用券（福祉課所管）
 （温泉に使える利用券発行…1人3,000円分）
- (1) 上北小はふれあい館を活用して本年度から放課後児童クラブに移行済みです。
 (2) 東北小については、蛭沢学供センターを、一部改修（エアコン設置、下駄箱、ロッカーの増設、職員室、和室、給湯室等の改修）して、活用する。
- ・防衛省の補助金を活用して建設されている施設ですので、仙台防衛局と財産処分手続の打合せが完了しており、その報告書について仙台防衛局あてに進達する作業を進めております。
- ・蛭沢学供センター利用地区の表町行政連絡員、地元町議会議員には利用使途、改修工事内容計画等説明済みであります。
- ・改修工事費については、9月補正予算に計上することとしております。
- (3) 甲地小については、北農村環境改善センターにて、過去にも学童クラブを開設していた経緯もあり、現時点では、現状のままで児童
- 2 入浴サービスの一時停止
 時期 令和3年10月1日（金）から令和3年12月28日（火）
 【予定】
- 工期…10月末日から3月末日（予定）
 概要…屋根・外壁の補修及び塗装
- (3) 東北町老人福祉センター
 屋根・外壁改修工事
 概要…屋根・外壁の補修及び塗装
 工期…令和3年7月1日から令和3年9月30日まで
- 【質疑】工期が7月1日からで、なぜ入浴サービスの一時停止時期が、契約3ヶ月後の10月1日からののか。
 【回答】契約後、ボイラー熱交換機等の製作に、2ヶ月半を要するため入浴サービスの停止が10月1日からとなります。
- 社会教育課
 ・放課後子ども教室から放課後児童クラブへの移行について
 令和4年度からの実施方針
 1 3校に児童クラブを開設

保健衛生課

・補正予算の概要説明

福祉課

・補正予算の概要説明

町民課

・施設の利用が他団体と重なった場合等は、学校と協議し一時的に学校をお借りする等臨機応変に対応したいと考えております。

クラブとして活用したいと考えております。なお、今後は施設の状況を精査し、必要があれば、令和4年度予算に計上させていただくか、また、補正予算等で対応させていただきたいと考えております。

・授業後の改善センターへの移動については、スクールバスにて送ることとします。

・改善センター利用の財産処分については、処分の可否も含め今後進めていくこととします。

学務課

・補正予算の概要説明

・補正予算の概要説明

社会教育課

・補正予算の概要説明

スポーツ振興課

・補正予算の概要説明

その他

・東北小学校立入防止柵の修繕報告について

☆お知らせ

東北町テレビ

(東北町自主放送 11チャンネル)

町議会12月定例会
放送予定

(12月上旬)

放送日程や内容は、リモコンの「番組表」ボタンで確認することができます。

議会の動き(7~9月)

月 日	用 務
7月5日	基地対策特別委員会 要請活動
7月12日	原子燃料サイクル対策等特別委員会 視察
	基地対策特別委員会 要請活動
7月14日	議会広報特別委員会
7月16日	議員互助会・東北町分屯基地視察研修
7月21日	上北郡町村議会議長会 第2回定例会
8月4日	分庁舎整備検討特別委員会
	第2回臨時会
8月18日	総務企画常任委員会
8月19日	産業建設常任委員会

月 日	用 務
8月20日	教育民生常任委員会
8月23日	全員協議会
8月27日	議会運営委員会
9月2日	議会運営委員会
	第3回定例会
	議会広報特別委員会
9月7日	第3回定例会
9月8日	第3回定例会
9月9日	第3回定例会
9月17日	産業建設常任委員会 現地視察



今月は「議会だより第66号」をお届けします。

本号は、9月定例会を主に編集しましたが、内容の一部を要約しておりますのでご了承願います。

議会広報特別委員会では町民の皆様が親しまれる紙面作りを心がけております。ご意見、ご要望等がありましたら匿名でも結構ですのでご投稿をお願いします。

議長 笹 倉 健

議会広報特別委員会

委員長 瀬 川 武 春

(R3・9・2互選)

副委員長 市 川 俊 光

委員 米 倉 俊 男

委員 沼 山 浩 幸

委員 和 田 勇 人

委員 蛭 名 竜 也

TEL 0176-56-3111

FAX 0176-56-3110